

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

### 児童扶養手当とは

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父（母）に代わって養育している方に支給されます。

### ★支給額

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人	月額43,070円	月額43,060円～10,160円
児童2人目の加算額	月額10,170円	月額10,160円～5,090円
児童3人目以降の加算額	月額6,100円	月額6,090円～3,050円

現在、児童扶養手当の認定を毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっています。

問 子育て支援課

☎ 内線306

## 健診を受けた方へ、健診結果相談会（要予約）を行います

専門職（保健師・管理栄養士）が、健診結果の見方や生活習慣の改善ポイントをお教えします。

### ▼とき

- ① 9時30分～10時30分
- ② 10時30分～11時30分

### ▼ところ

町保健センター

（※は国府支所）

### ▼持ち物

直近の健診結果

日程【要予約】			
9/9(金)	血管年齢	12/7(水)	体組成
9/27(火)※		12/23(金)	
10/5(水)	体組成	1/10(火)	骨健康度
10/24(月)		1/20(金)	
11/9(水)	血管年齢	2/1(水)※	体組成
11/21(月)	骨健康度	3/14(火)	
11/29(火)			

受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがありますので、届出期間（8月1日（月）～8月31日（水））内に必ず手続きをしてください。

### 特別児童扶養手当とは

精神・知的または身体障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

### ★支給額

- ・1級（重度障害児） 52,400円
- ・2級（中度障害児） 34,900円

### 〈所得状況届の提出〉

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員所得状況届の提出が必要です。届出期間（8月12日（金）～9月12日（月））内に必ず手続きをしてください。  
※それぞれの制度には所得制限があります。支給要件、受給資格要件等詳細についてはお問い合わせください。

## 職場等で受けた健診結果をご提出ください

## 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

【8月26日（金）から  
9月1日（木）まで】

国民健康保険の加入者（年度内に40歳以上になる方）の健康状態を把握し、効果的な保健事業を実施するため、健診結果の提出をお願いします。

※人間ドックを受診された方の費用助成については、広報6月号、または町ホームページをご覧ください。

学校における「いじめ」や家庭における児童虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題の解決のため、平日8時30分から17時15分まで電話相談を実施していますが、強化週間として相談受付時間を拡大して実施します。

問 町民課 ☎ 内線268

### ▼相談受付時間

8時30分から19時まで（ただし、土曜日・日曜日は、10時から17時まで）

### ▼電話番号

0120（007）110（通話料無料）



問 町民課 ☎ 内線237

（現況届の提出）

毎年8月は児童扶養手当の現